

南国市学生まちづくり協働事業費補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 2 1 日 告示第 6 7 号

令和 7 年 5 月 2 7 日 告示第 8 1 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 5 3 年南国市条例第 2 0 号）第 1 7 条の規定に基づき、学生を中心とした自主的な地域活動を支援し、学生と市民との協働及び人的資源の活用による地域の活性化を図ることを目的とする南国市学生まちづくり協働事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 高知県内に存する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する中学校（南国市立に限る。以下同じ。）、高等学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第 1 2 4 条に規定する専修学校に在籍する学生又は生徒をいう。
- (2) 地域活動 地域の課題の解決や活性化を目的とする活動をいう。

（補助事業者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 中学校の校長
- (2) 概ね 5 人以上の学生（中学校の生徒を除く。）で構成されるゼミ、サークル等で、在籍する学校の教員又は職員が関与するもの

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者（補助事業者が前条第 1 号に掲げる者である場合は、当該補助事業者が所属する中学校の生徒）が企画・立案し、実施する地域活動で、原則として南国市内で実施されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補

助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 南国市の他の補助金を受ける事業
- (5) 国、県その他機関から補助金を受ける事業
- (6) 学校の教育課程として行われる事業
- (7) その他補助対象事業として不適当と認められる事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助対象事業を実施するために要する経費であって、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額と補助対象事業の総支出額から参加費、協賛金その他の収入を控除した額とのいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1事業につき、200,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市学生まちづくり協働事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者が第3条第2号に掲げる者であるときは、在籍する学校の窓口を通じて提出しなければならないものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業者が第3条第1号に掲げる者である場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の添付は不要とする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体概要書（様式第4号）
- (4) 団体の会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を

審査し、補助金の交付の可否を決定し、南国市学生まちづくり協働事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）又は南国市学生まちづくり協働事業費補助金不交付決定通知書（様式第5-2号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（変更等承認）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ南国市学生まちづくり協働事業費補助金変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払）

第10条 補助事業者は、市長が補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、南国市学生まちづくり協働事業費補助金概算払請求書（様式第7号）により、補助金の概算払の請求をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、南国市学生まちづくり協働事業費補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
- (4) 補助事業の実施状況が確認できる書類（写真、チラシ等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市学生まちづくり協働事業費補助金確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第 13 条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助事業者は、南国市学生まちづくり協働事業費補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（遵守事項）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱及び南国市補助金の交付に関する条例の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備して、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管すること。

（調査等）

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況について調査し、又は遂行状況の説明及び関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還等）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、南国市学生まちづくり協働事業費補助金返還命令書（様式第 13 号）により、その取消しに係る金額の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 第 12 条の規定により確定した補助金の額が既に交付された補助金の額に満たないとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不相当と認められるとき。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第 1 4 条第 2 号及び第 1 6 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和 7 年告示第 8 1 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

（１）補助対象経費

区 分	項 目	補助対象経費
報償費	講師等謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等
旅費	交通費 宿泊費	事業実施に直接必要な交通費及び宿泊費 講師等への交通費及び宿泊費 ※交通費については、「南国市一般職の職員の旅費に関する条例」に準じた取扱いとする (自家用車の場合：車賃の額は、１キロメートルにつき３７円)
需用費	消耗品及び 原材料費	事業実施に直接必要な消耗品や原材料等の購入費用
	燃料費	作業等に必要な機材等の燃料費 ※事業実施に必要な分のみ
	印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷製本、コピー代等
役務費	通信運搬費	事業の周知・連絡等に要する郵便料等 ※事業実施に必要な分のみ
	保険料	参加費等に係る保険料
使用料及び 賃借料	使用料 賃借料	会場使用料、物品使用料、車両・機械等の借上料等
その他	その他	市長が適当と認めるもの

（２）補助対象外となる経費

ア 大学、学校又は団体等の運営及び管理に要する経費

イ 食糧費

ウ 工事請負費

エ 備品購入費（１品の取得価格（消費税を含む。）が２万円以上のものの購入に要する費用をいう。）

オ その他補助の対象とすることが不適当な経費